

乗降設備の構造，設置，保守及び検査に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編，C 編及び CS 編

鋼船規則検査要領 B 編，C 編及び CS 編

居住衛生設備規則検査要領

改正事項

乗降設備の構造，設置，保守及び検査に関する事項

改正理由

乗降設備の欠陥による乗降時の事故が多発していたことから，乗降設備の点検及び検査の要件を SOLAS 条約に規定することが提案され，IMO にて議論が進められてきた。その結果，2008 年 5 月に開催された IMO 第 84 回海上安全委員会（MSC84）において，乗降設備の構造，設置，保守及び検査についての要件を規定する新規則 SOLAS 条約第 II-1 章第 3-9 規則が IMO 決議 MSC.256(84)として採択された。

これらの要件は，2010 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にある船舶に適用されるとともに，2010 年 1 月 1 日前に建造開始段階にある船舶についても，乗降設備の保守及び検査の要件が適用される。なお，これらの要件についての詳細は，本改正条約により参照される指針である MSC.1/Circ.1331 (*Guidelines for construction, installation, maintenance and inspection/survey of accommodation ladders and gangways*) に規定されている。

今般，決議 MSC.256(84)に基づき，関連規定を定めた。また，上記指針の要件についても，今回あわせて取り入れた。

改正内容

- (1) 2010 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にある船舶について，乗降設備の構造及び設置に関する要件を規定した。
- (2) 乗降設備の保守及び検査に関する要件を規定した。